

**産業未来共創事業〈事業承継促進型〉
募集要領**

**令和6年6月
鳥取県商工労働部企業支援課
(電話：0857-26-7241・7242)**

目次

1 産業未来共創事業〈事業承継促進型〉の認定	2
■ 1 事業の目的・概要.....	2
■ 2 事業承継の要件.....	3
■ 3 認定審査.....	4
■ 4 その他.....	5
2 産業未来共創補助金の交付	6
■ 1 補助対象者.....	6
■ 2 補助制度概要（補助率、補助金額、対象経費 等）.....	6
■ 3 審査方法等.....	6
■ 4 補助事業に関する注意事項.....	7
■ 5 補助事業の流れ（※事業計画の認定も含む）.....	7
■ 6 補助事業スケジュール表（※事業計画の認定も含む）.....	8
3 申請手続き	9

1 産業未来共創事業〈事業承継促進型〉の認定

■1 事業の目的・概要

(1) 事業目的

事業を承継した県内事業者が行う新たな企業価値の創造に資する取組又は事業を承継した後の事業の継続のために必要な取組に対して支援を行う事業です。地域における円滑な事業承継の推進を通じて、県内の産業の維持・発展を図ることを目的としています。

(2) 計画期間

24 カ月以内

(3) 対象者

次の全てを満たす方が対象です。

- ① 令和5年4月1日以降に事業等の引き継ぎを受けた者、又は、本事業期間内に事業等の引き継ぎを受ける予定の者（以下「承継者」という。）であって、県内に住所を有する者又は県内への住所の移転を予定している者であり、事業承継によって県内事業者等（注）となる者であること。
- ② 承継者が現に事業者である場合は、県内事業者等であること。

(注) 県内事業者等とは、県内に主たる事業所を有する事業者であって、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「強化法」という。）第2条第1項に規定する中小企業者であることです。一部のみなし大企業は本補助金の対象とならない場合があります。

現に中小企業者でない個人の方も補助対象者となることは可能ですが、事業完了までに県内事業者等となる必要があります。

【強化法第2条第1項第1号～第5号】

主たる業種	要件（いずれかを満たすこと）	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業その他の業種（以下の業種以外）	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業（以下の3業種を除く。）	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

※常時使用する従業員の数には、事業主、法人の役員及び臨時の従業員は含みません。

- ③ 認定申請日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失によって法令違反をしていると認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）でないこと。
- ④ 原則として、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む又は営もうとする者でないこと。

いこと。

⑤ 次のいずれにも該当する者でないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(4) 認定基準

- ① 上記(3)の対象者の要件を全て満たしていること。
- ② 計画に記載した内容が事業承継の要件を満たすこと。
- ③ 引き継いだ事業の継続が見込まれる計画であること。
- ④ 計画の実施により、県内経済の再生・県内経済の発展に寄与する計画であること。
- ⑤ 計画の実現可能性が高いこと。
- ⑥ 計画が関係法令に違反しないこと。
- ⑦ 計画が公序良俗に反しないこと。

■ 2 事業承継の要件

(1) 事業承継の構成要素

承継者に引き継がれる被承継者の経営資源は次のもので構成される。

区分	内容
経営権	企業の経営及び運営を主導する権利（代表権等）
株式	過半数を超える議決権
事業用資産	事業に必要な土地、家屋及び償却資産（無形減価償却費資産を含む。）
従業員	被承継者が事業承継前に雇用していた従業員（パート、アルバイトを含む。）
顧客・取引先	顧客又は仕入れ先その他の事業活動に必要な契約の相手方

(2) 事業承継の確認事項

本事業における「事業承継」は、次に掲げるすべての要件を満たすことをいう。

ア 承継者が事業を主導して取り組むこと。

イ 原則として被承継者と承継者による実質的な事業承継が行われ、承継後において被承継者を代表する者が実質的な経営権を保持しないものであること

【実質的な事業承継とならない事例】

- ・単なる名義変更
- ・単なる会社の分割・合併等
- ・代表権者の複数化
- ・グループ内の事業再編
- ・単なる事業用資産のみの譲渡
- ・フランチャイズ契約又は実質的なフランチャイズ契約とみなされる場合
- ・従業員等へののれん分け又は実質的なのれん分けとみなされる場合 など

ウ 承継者は、原則として、上記（1）の経営資源を引き継ぐこと（事業譲渡による場合は、事業用資産、従業員、顧客・取引先を引き継ぐこと。詳細は以下記載のとおり）。

【必要となる経営資源】

被承継者	承継者	形態	引き継ぐ経営資源
個人事業主	個人事業主	事業譲渡	事業用資産、従業員、顧客・取引先
個人事業主	別の法人	事業譲渡	事業用資産、従業員、顧客・取引先
法人	同一の法人	経営者の交代	経営権、株式、事業用資産、従業員、顧客・取引先
法人	個人事業主	事業譲渡	事業用資産、従業員、顧客・取引先
法人	別の法人	M&A	経営権、株式、事業用資産、従業員、顧客・取引先
法人	別の法人	事業譲渡	事業用資産、従業員、顧客・取引先

※個別の経営資源の全部又は一部が引き継がれていることが必要です。

- エ 承継者は、原則として被承継者から引き継いだ経営資源を活用した事業を行うこと。
- オ 強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関の証明を受けた事業計画であること。
（認定経営革新等支援機関については、「3 申請手続き」をご確認ください。）
- カ 被承継者の事業が休眠状態や事業の実態のないものでないこと。
- キ 事業承継に伴う事業主都合による従業員の解雇等を著しく生じさせるものではないこと。
- ク 被承継者から承継する事業及び承継後に営む事業が、次のいずれにも該当しないこと。
 - （ア）公序良俗に反する事業
 - （イ）法令等に違反する及び違反するおそれがある事業並びに消費者保護の観点から不適切であると認められる事業
- ケ 被承継者から承継する事業及び承継後に営む事業が、原則として、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 12 号）第 2 条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業に該当しないこと。
- コ 本補助金を受給する権利は他人に譲渡しないこと。

■ 3 認定審査

以下の観点から審査を行い、全てを満たす事業計画を認定の対象とします。

審査項目	審査の視点
事業承継	<input type="checkbox"/> 事業承継の要件を満たしているか ・ 承継者が事業を主導して取り組む計画となっているか ・ 被承継者と承継者による実質的な事業承継が行われ、承継後において被承継者を代表する者が実質的な代表権を保持しない計画となっているか ・ 経営資源の引き継ぎがどうなっているか ・ 事業用資産の引き継ぎのみの事業となっていないか 等（上記（2）ア～コの参照）
実現可能性	<input type="checkbox"/> 目標が明確で、かつ、実現可能なものであるか <input type="checkbox"/> 事業費が合理的で、必要な資金が確保されているか <input type="checkbox"/> 事業を行う上で必要となる人材、技術、物資などのリソースが確保されているか

	<input type="checkbox"/> ステークホルダーと協力関係ができているか <input type="checkbox"/> 必要な許認可を得られる見込みとなっているか <input type="checkbox"/> その他計画を行う上での課題に的確に対応した取組となっているか
事業の 適格性	<input type="checkbox"/> 計画期間が24カ月以内となっているか <input type="checkbox"/> 実質的な労働を伴わない事業でないか <input type="checkbox"/> 環境保全に関する適切な措置を講じているか <input type="checkbox"/> 関係法令に違反する計画でないか <input type="checkbox"/> 公序良俗に反するものでないか
事業者の 適格性	<input type="checkbox"/> 認定要領で定める「事業者」であるか
取組の 検証	<input type="checkbox"/> 過去に鳥取県版経営革新計画の認定又は鳥取県産業成長応援事業の認定を受け、計画に 取り組んだことがある場合は、取組状況の検証がされているか

■4 その他

- 事業承継促進型の事業認定を受けた者は、計画期間中の毎年度末及び計画期間の終了日から1年が経過した日の属する年度の末日までに、直近の決算状況等（売上高、付加価値額、経常利益等）について、商工団体の定める方法により報告する必要があります。（報告内容は、統計的に処理等を行い、県民及び県議会への事業報告や今後の施策検討に活用します。）
- 採択された事業については、事業者名、事業名、事業計画、住所等について県議会等で公表する場合がありますので、ご承知ください。（ご都合が悪い場合は、事前に県までご連絡ください。）

2 産業未来共創補助金の交付

事業承継促進型の事業認定を受けた事業者は、産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉を活用することができます。補助金の交付を希望される方は、下記をご確認の上、鳥取県に申請してください。（審査の結果又は予算の限りがあり補助金が交付されないこともありますので、ご注意ください。）

■ 1 補助対象者

事業承継促進型の事業認定を受け、計画を実行する承継者。

■ 2 補助制度概要（補助率、補助金額、対象経費 等）

（1）補助率、補助金額、対象期間、利用回数

補助率	補助対象経費の 1/2
補助金の額	2,000 千円以内 ※千円未満切り捨て
補助対象期間	12 月以内 ※事業承継促進型の認定期間を超えることは不可。

（2）補助対象経費

補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。交付決定前に発注、購入、契約等を実施したものは補助対象となりませんのでご注意ください。

また、補助対象経費は、認定を受けた計画と整合が取れており、同計画の達成に真に必要なものに限ります。（計画外の取り組みにも活用できる汎用的なものは補助対象となりません。）

費目	内容
事業承継手続費	専門家による事業承継の指導に要する経費・謝金・旅費、産業財産権等関連経費 等
調査費	市場調査費、データ取得費、分析費用 等
設備導入・改修費	設備（建物・機械装置、備品、システム）の県内事業所への導入・改修費（購入、新增設、外装・内装工事費用等）
広告宣伝費	広告費、コンテンツ制作費、販促物（チラシ）の製作費に係る費用 等
その他の経費	上記の費目以外に事業実施に必要と認められる経費

※いずれの費目についても、従業員人件費（従業員、アルバイト等に係る給与、賃金相当額）は、原則対象外です。

※承継者が支払う経費のみを対象とし、被承継者が支払う経費については対象経費となりません。

※譲渡又は売買契約等の対価として、承継者が被承継者に支払う経費については対象経費となりません。

■ 3 審査方法等

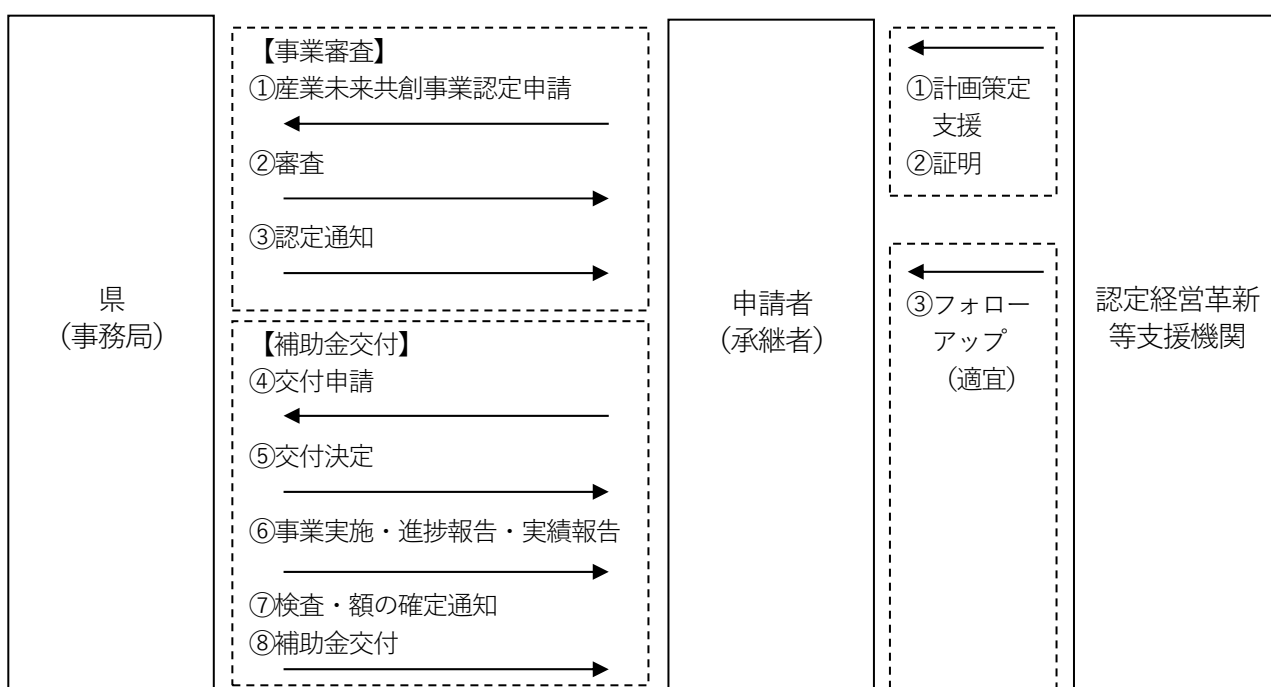
- ・鳥取県商工労働部企業支援課において、交付要綱等に沿って審査し、補助要件を満たしているものについて交付決定を行います。
- ・本補助金は、予算の範囲内で補助金を交付します。

※産業未来共創事業〈事業承継促進型〉の事業認定を受けても、予算の限度があるため補助金が交付されないこともありますので、あらかじめご了承ください。

■ 4 補助事業に関する注意事項

- ・補助対象経費は、補助金交付決定後、補助対象期間内に補助事業に対して支出する（実際に支払が行われる）費用に限られます。交付決定前に支出した費用や、補助対象期間を過ぎて支出した費用は補助対象外となりますので、ご注意ください。
- ・消費税・振込手数料は補助対象経費にはなりません。（値引に当たる振込手数料相当額も同様です。）
- ・他の取引との相殺払による支払、事業期間内に完了しない手形による支払、手形の裏書譲渡、小切手、ファクタリング（債権譲渡）、暗号資産・クーポン・ポイント・金券・商品券等による支払、事業期間内に契約が完了しない割賦による支払は行わないでください。
- ・鳥取県産業振興条例の趣旨を踏まえ、補助対象経費は、できるだけ県内事業者への発注となるよう、努めてください。なお、委託に係る経費については、原則として県内事業者へ発注するもののみが補助対象経費として認められます。やむを得ず県外事業者へ委託する必要がある場合は、事前に鳥取県に協議し承認を得る必要があります。鳥取県の承認を得ないで県外事業者へ委託した場合は、補助対象経費として認められません。
- ・補助金は原則精算払いとなります。ただし、補助事業者が希望する場合、概算払を受けられる場合があります。詳しくは、鳥取県にご確認ください。
- ・補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- ・本補助金とは別に同種の補助金等を受けている又は受ける予定となっている事業については、補助対象としません。

■ 5 補助事業の流れ（※事業計画の認定も含む）



■6 補助事業スケジュール表（※事業計画の認定も含む）

補助事業の計画期間が 12 ヶ月の場合について記載しています。なお、事業開始日及び事業期間により、該当しない項目もあります。

項目	実施者	時期	内容
①産業未来共創事業の認定申請	企業	随時	計画書を鳥取県へ提出します。
②事業計画の認定	県	随時	県において、認定要件について審査を行い、適当と認められる場合、認定します。
③事業計画の認定通知の送付	県	随時	県から認定通知(不認定通知)を申請企業へ送付します。
④補助金交付申請	企業	認定後	認定を受けた事業計画を実施するために必要な補助事業について、鳥取県へ申請します。
⑤補助金交付決定	県	申請から20日以内	補助事業の内容について審査を行い、予算の範囲内で交付決定通知を送付します。
⑥補助事業の着手	企業	交付決定日以降	事業実施(交付決定日以前に実施したものは、原則、補助対象となりません。)
⑦事業進捗状況報告 (R7.3.31 現在)	企業	R7.4.1 ～R7.4.10	初年度分の事業進捗状況を鳥取県へ報告します。 (この時点での補助金支払いはありません)
⑧実績報告書 (全体分)	企業	事業完了から10日以内	補助事業全体の実績を鳥取県へ報告します。
⑨現地調査	県	実績報告後速やかに	全体実績(支出状況・経理処理)について、県職員が赴き現地調査を行います。
⑩確定通知	県	現地調査後半月程度	補助金額の確定を行い、補助金の支払額を通知します。
⑪補助金支払	県	現地調査後1ヶ月程度	補助金の精算払を行います。(遅くとも実績報告書提出の年度内に実施)

※なお、表中には記載していませんが、事業承継促進型の事業認定を受けた者は、補助金の活用の有無に関わらず、計画期間中の毎年度末及び計画期間の終了日から1年が経過した日の属する年度の末日までに、直近の決算状況等(売上高、付加価値額、経常利益等)について、鳥取県の定める方法により報告する必要があります。

3 申請手続き

- ・申請書の作成にあたっては、を受けることができます。
- ・応募に係る一切の費用は応募者自身の負担となります。

申請	産業未来共創事業 事業承継促進型	産業未来共創補助金 事業承継促進型
受付期間	随時	事業認定後速やかに 鳥取県に申請してください。
申請様式	県企業支援課のホームページ (https://www.pref.tottori.lg.jp/kigyoushien/) から入手してください。	
提出方法	必要書類を作成し、企業支援課に郵送又はメールにより申請 【申請先および問合せ先】 鳥取県商工労働部企業支援課 住所：〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220 電話：0857-26-7243 ファクシミリ：0857-26-8117 E-mail：kigyoushien@pref.tottori.lg.jp	
応募に 必要な書類	<u>1部</u> <input type="checkbox"/> 〈事業承継促進型〉事業認定申請書 <input type="checkbox"/> 被承継者の定款及び事業概要の分かるもの（定款については個人事業主の場合は不要。） <input type="checkbox"/> 承継者の定款及び事業概要の分かるもの（定款については個人事業主の場合は不要。なお承継者が事業者でない場合は、定款及び事業概要のいずれも不要。） <input type="checkbox"/> 承継者の申請日の満年齢、県内に住所を有する者又は県内への住所の移転を予定している者であることが分かるもの <input type="checkbox"/> 被承継者の直近2期分の決算書（個人事業主の場合は確定申告書類の写しでも可。） <input type="checkbox"/> 承継者の直近2期分の決算書（個人事業主の場合は確定申告書類の写しでも可。承継者が事業者でない場合は不要。） <input type="checkbox"/> 事業計画についての参考資料類 <input type="checkbox"/> 被承継者及び承継者の鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等。鳥取県から課税されない者の場合は不要。）	<u>1部</u> <input type="checkbox"/> 産業未来共創補助金〈事業承継促進型〉 交付申請書 <input type="checkbox"/> 事業費の積算根拠となるもの（見積書、購入する等機器等のカタログ等）【任意】

認定経営革新等支援機関について

認定申請に当たっては、作成した事業実施計画書について申請前に、認定経営革新等支援機関の証明を受けることが必要です。

- ※ 認定経営革新等支援機関（認定支援機関）とは、中小企業支援に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上にある者として、国の認定を受けた支援機関（税理士、税理士法人、公認会計士、中小企業診断士、商工会・商工会議所、金融機関等）です。

<https://mirasapo-plus.go.jp/supporter/certification/>

鳥取県内の認定経営革新等支援機関については、以下の URL から検索してください。（地図から「鳥取県」を選択し検索） https://ninteishien.force.com/NSK_CertificationArea

事業承継専門の認定経営革新等支援機関として、国の「鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター」がありますので、上記により難しい場合は、こちらにご相談ください。

鳥取県事業承継・引継ぎ支援センター HP : <https://www.toriton.go.jp/jigyohikitsugi/>

東部窓口 〒680-0031 鳥取市本町1丁目101 TEL : 0857-20-0072 FAX : 0857-20-0400

西部窓口 〒683-0823 米子市加茂町2丁目204番地 TEL : 0859-31-4303 FAX : 0859-27-1943

※なお、証明を受けた事業実施計画書については、事務局から直接認定経営革新等支援機関に計画内容について問い合わせる場合がありますので、あらかじめご承知ください。